

大 阪 市 の 情 報 公 開

(平成 28 年度運用状況報告書)

大阪市総務局行政部行政課（情報公開グループ）

目 次

1	公開請求の状況	1
2	公開請求に対する決定等の状況	1
3	不服申立ての状況	2
4	審査会答申の状況	2
5	出資等法人の情報公開の状況	4
6	市民情報プラザの運用状況	4
7	制度の概要	5

1 公開請求の状況

(1) 公開請求件数（請求方法・請求者別）〔表 1 参照〕

公開請求件数は、請求者が実施機関に提出した公開請求書の数で、1 枚を 1 件として算出しています。

※ 1 件の公開請求に対して、複数の公開決定等を行うこともあるため、平成 24 年度までの運用状況では、下記 2 (1) アの決定件数をもって公開請求件数としていましたが、平成 25 年度の運用状況からは、それぞれの件数を公表しています。

平成 28 年度の公開請求件数は 1,664 件となっており、平成 27 年度（1,988 件）と比較して 324 件（16.3%）減少しています。

請求方法別では、件数の多いものから順に、窓口 613 件（36.8%）、ファクシミリ 580 件（34.9%）、インターネットを利用した電子申請 409 件（24.6%）、郵送 62 件（3.7%）となっています。

請求者別では、個人による請求件数が 865 件（52.0%）、個人以外による請求件数が 799 件（48.0%）となっています。

(2) 分野別の請求状況〔表 2 及び表 3 参照〕

分野別の請求状況をみると、「道路・土地」の分野が 425 件（25.5%）と最も多く、次いで「福祉」の分野が 207 件（12.4%）、「上下水道」の分野が 183 件（11.0%）となっています。

2 公開請求に対する決定等の状況

(1) 決定状況

ア 年度別の決定状況〔表 4 参照〕

決定件数は、上記 1 (1) の公開請求件数から下記 (3) の情報提供による対応をしたもの等を除いたあと、公開請求に対して行った公開決定等の件数を算出しています。

※ 1 件の公開請求に対して、複数の公開決定等を行うこともあるため、平成 24 年度までの運用状況では、決定件数をもって公開請求件数としていましたが、平成 25 年度の運用状況からは、それぞれの件数を公表しています。

平成 28 年度の決定件数は 1,981 件となっており、平成 27 年度（1,494 件）と比較して 487 件（32.6%）増加しています。

なお、公開請求の内容及び処理状況については、次の URL をご参照ください。

〔公開請求の内容及び処理状況〕

<http://www.city.osaka.lg.jp/shisei/category/3060-1-1-3-2-0-0-0-0-0.html>

イ 公開率〔表 4 参照〕

公開率は 98.5% となっており、平成 27 年度（98.9%）と比較して 0.4 ポイント減少しています。

公開率については、年度により若干の数値の上下は見受けられるものの、直近 5 年度間を通じての公開率は 98.1% となっています。

※ 公開率の算出方法

公開率 = (公開 + 部分公開) / (公開 + 部分公開 + 全部非公開) × 100

ウ 実施機関別の決定状況〔表 5 及び表 6 参照〕

実施機関別の決定件数としては、建設局が 504 件（25.4%）と最も多く、次いで福祉局 166 件（8.4%）、総務局 103 件（5.2%）となっています。

特徴としては、建設局については、大阪市認定道路区域線調査図等に関する請求

が多いことが挙げられます。

(2) 非公開理由別の内訳 [表 7 参照]

非公開理由としては、「第 7 条第 1 号 個人情報」が 614 件（58.8%）と最も多く、次いで「第 7 条第 2 号 法人等情報」が 265 件（25.4%）となっています。

この合計は 879 件（84.2%）であり、第 7 条第 1 号及び第 2 号が非公開理由の 8 割以上を占めています。

(3) 情報提供による対応状況 [表 8 参照]

平成 28 年度の公開請求件数 1,664 件のうち、624 件（37.5%）について情報提供により対応しています。なお、情報提供対応率について、直近 3 年度間では概ね 4 割近くで推移しています。

情報提供は、請求者（市民）の方にとって、求める情報を速やかに入手することができ、本市としては公開請求に係る事務処理の負担を軽減することができるなど、双方にとってメリットがあり、引き続き、情報提供について周知を図り、積極的な活用に努めます。

3 不服申立ての状況 [表 9 参照]

平成 28 年度において、大阪市情報公開審査会（以下「審査会」といいます。）に新たに諮問があった件数は 40 件であり、過年度から繰越している諮問件数 55 件との合計は 95 件です。

平成 28 年度は、審査会から 17 件の答申（答申第 417 号から第 433 号まで）が出され、21 件の不服申立てが処理されました。これらの答申のうち、原決定妥当と判断されたものは 13 件、異議申立ては却下すべきであると判断されたものは 1 件、原決定で非公開とした情報を公開すべきと判断されたものは 1 件、原決定で非公開とした情報の一部を公開すべきと判断されたものは 2 件でした。

平成 28 年度の答申の状況は、14 ページ「平成 28 年度答申一覧」のとおりです。各答申については、下記 URL をご参照ください。

[大阪市情報公開審査会答申の概要]

<http://www.city.osaka.lg.jp/somu/page/0000020139.html>

このほか、不服申立てが取り下げられたものが 12 件あり、平成 28 年度末の残諮問件数（平成 29 年度に繰越される件数）は 62 件あります。

また、残諮問件数 62 件のうち、平成 26 年度に諮問されたものが 1 件、同じく平成 27 年度 24 件、平成 28 年度 37 件です。

4 審査会答申の状況 [「平成 28 年度答申一覧」参照]

平成 28 年度に審査会が行った不服申立てに対する答申のうち、特徴的な事例として次の答申が挙げられます。

[答申第 421 号]

審査会は、次のア及びイの理由により本件決定は妥当であると判断しています。

ア 個人の氏名の条例第 7 条第 1 号該当性について

個人の氏名は、実施機関の職員に対して申出を行った市民の氏名であることから、条例第 7 条第 1 号本文に該当し、また、その性質上同号ただし書ア、イ、ウのいずれ

れにも該当しない。

したがって、個人の氏名は、条例第7条第1号に該当する。

イ 心身等に関するプライバシー情報の条例第7条第1号該当性について

審査会において本件文書を見分したところ、心身等に関するプライバシー情報は、実施機関の職員に対して申出を行った市民の生活保護等の状況に関する記載であった。

ここで、個人の生活保護等の状況に関する記載であるという心身等に関するプライバシー情報の性質を踏まえると、心身等に関するプライバシー情報は、条例第7条第1号本文に規定する「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」に該当し、また、その性質上同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しない。

したがって、心身等に関するプライバシー情報は、条例第7条第1号に該当する。

[答申第425号]

審査会は、次のア及びイの理由により、実施機関が本件決定で公開しないこととした部分のうち、異議申立人が公開を求めた部分（「地下1階 計画平面図」に記載された阪神梅田駅構内に係る情報（部屋等の名称（以下「本件情報1」という。））、改札、エレベーター及びエスカレーターの配置場所並びに仕切り線で区切られた部屋の配置及び内部の情報（ただし、部屋等の名称は除く。以下「本件情報2」といい、本件情報1とあわせて「本件各情報」という。）））を公開すべきであると判断しています。

ア 本件文書に記載された内容は未確定のものであって、かつ変更の可能性を含むものとされており、審査会が本件文書を見分したところ、実施機関が非公開とした本件各情報には店舗の配置予定場所が具体的に記載されていなかった。

また、本件各情報は、公にすることにより、仮に店舗の配置予定場所が明らかになったとしても、実施機関において「商業施設等の者に開業前に近隣への出店等の対抗措置を取られ…阪神電鉄のテナント誘致が難航する」ことを示す具体的な理由が主張されていないことから、施工者である阪神電気鉄道株式会社の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に該当すると認めることはできないため、条例第7条第2号本文には該当せず、かつ情報の性質上、同号ただし書にも該当しない。

したがって、本件各情報は、条例第7条第2号には該当しない。

イ 審査会において阪神電気鉄道株式会社のホームページに掲載されている梅田駅以外の他の駅の構内案内図を確認したところ、本件各情報のうち本件情報1は、他の駅において配置場所が公表されている部屋等の名称であった。

また、審査会において本件文書の下部にある「地下1階 計画平面図」を見分したところ、本件各情報のうち本件情報2は、改札、エレベーター及びエスカレーターの配置場所を示す情報のほかに、当該平面図において仕切り線で区切られた部屋の内部情報として、構造物である柱を示すと推測されるものが記載されているにすぎず、実施機関が主張する分電盤や排煙設備、金庫の設置場所等といった詳細な情

報は記載されていなかった。

実施機関は、「駅構内の構造に精通した者にとっては、駅構内のどの部屋に金庫が設置されているかを知ることが可能」と主張しているが、本件文書に記載されている内容を踏まえると、本件各情報は、公にすることにより、実施機関が主張する「犯罪が誘発・助長されるおそれ」がある情報に該当するとは認められない。また、本件各情報は、実施機関において、施工者である阪神電気鉄道株式会社や店舗事業者が犯罪の被害を受けたり、又は財産若しくは社会的地位を脅かされるおそれがある情報に該当することを示す具体的な理由が主張されていないことから、条例第7条第6号に該当する情報とは認められない。

したがって、本件各情報は、条例第7条第6号には該当しない。

5 出資等法人の情報公開の状況

出資等法人における情報公開については、条例第34条により規定されており、特に本市の出資等比率が50%以上である法人等については、同条第2項により「この条例の趣旨にのっとり、その保有する情報を公開するための必要な措置を講ずるよう努めなければならない」としています。

これを受け、各出資等法人では情報公開要綱を制定し、本市の情報公開制度に準じた制度を整え運用することとされています。

決定状況等〔表10及び表11参照〕

平成28年度において公開申出の対象となった出資等法人及びその決定件数は10法人17件となっています。

公開率は88.2%となっており、平成27年度（80.0%）と比較して8.2ポイント上昇しています。

$$\left[\begin{array}{l} \text{※公開率の算出方法} \\ \text{公開率} = (\text{公開} + \text{部分公開}) \div (\text{公開} + \text{部分公開} + \text{全部非公開}) \times 100 \end{array} \right]$$

6 市民情報プラザの運用状況

市政情報を広く提供するために、大阪市役所本庁舎1階に市民情報プラザを設置しています。

市民情報プラザでは、本市の行政資料（広く市民の利用に供する目的で本市が作成した行政に関する冊子、パンフレット、リーフレット、地図等）を配架及び配付しているほか、行政資料のコピー（セルフサービス）、本市が発行している有償刊行物の販売なども行っています。

(1) 利用状況〔表12参照〕

平成28年度の利用者数は延べ18,828人となっており、平成27年度（延べ21,322人）と比較して2,494人（11.7%）減少しています。

(2) 有償刊行物の販売状況〔表13参照〕

平成28年度の販売数は64点となっており、平成27年度（72点）と比較して減少（8点（11.1%））しています。

(3) 行政資料配架状況〔表14参照〕

平成28年度末の配架数は5,742点となっており、平成27年度（5,609点）と比較

して増加（133 点（2.4%））しています。

7 制度の概要

(1) 情報公開制度の意義

情報公開制度は、開かれた市政の推進に不可欠の基礎的な制度であり、市政に対する市民の理解と信頼を確保するため、公文書の公開制度に加えて、情報提供施策の積極的な推進など、情報公開制度全般にわたって、より一層適正な運用に努める必要があります。

このような状況を踏まえ、大阪市は、市民の「知る権利」が情報公開の制度化及びその発展に大きな役割を果たしてきたことを十分に認識するとともに、大阪市の保有する情報は公開を原則とすること及び個人に関する情報は最大限に保護することを基本として、21 世紀の大阪市にふさわしい情報公開制度を確立するため、昭和 63 年 7 月 1 日に施行された大阪市公文書公開条例を全部改正し、新たに大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号）を制定し、平成 13 年 4 月 1 日（出資等法人の規定については、同年 10 月 1 日）から施行しました。

また、本市の情報公開制度をより一層充実させていくため、平成 17 年 5 月には、大阪市住宅供給公社、大阪市道路公社、大阪市土地開発公社の地方三公社を条例に定める実施機関に加えることなどを主な内容とする条例改正、平成 18 年 3 月には、本市が設立した地方独立行政法人を実施機関に加えることなどを主な内容とする条例改正、平成 25 年 9 月には、大阪市土地開発公社の清算の終了、平成 26 年 12 月には、大阪市道路公社の清算の終了に伴い、手続等に係る経過措置を講ずることなどを主な内容とする条例改正、さらに平成 28 年 3 月には、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）が平成 28 年 4 月 1 日から全面施行されることに伴い、不服申立ての手続きを審査請求に一元化することなどを主な内容とする条例改正、平成 29 年 2 月には、地方独立行政法人大阪産業技術研究所の設立に伴い、手続等に係る経過措置を講ずることなどを主な内容とする条例改正を行いました。

(2) 情報公開制度の目的

本市の情報公開制度は、何人に対しても公文書の公開を請求する権利を具体的な請求権として保障することにより、本市の保有する情報の一層の公開を図り、もって、市民に対する本市の説明責務を果たすとともに、市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることを目的としています。

(3) 情報公開制度の基本原則

情報公開制度には、請求権者からの公開請求に基づく公文書公開制度と行政機関が任意かつ能動的に行う情報提供施策が含まれますが、いずれも次の 2 原則を基本としており、これらの原則を踏まえて解釈し、運用しなければなりません。

ア 原則公開の趣旨の徹底

市が保有する情報は原則として公開しなければなりません。また、例外的に公開義務を免除されている情報については、合理的な理由がある必要最小限のものだけを非公開とすることができます。

イ 個人情報の最大限の保護

個人の尊厳を守り、基本的人権を尊重する立場から、公開を原則とする情報公開

制度のもとにおいても、プライバシーを中心とする個人情報の保護については、最大限の配慮をしなければなりません。

(4) 情報公開制度の主な内容

ア 実施機関（情報公開条例（以下「条例」という。）第2条第1項）

情報公開制度を実施する機関は、次のとおりです。

市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者（交通局長、水道局長）及び消防長、本市が設立した地方独立行政法人（公立大学法人大阪市立大学、地方独立行政法人大阪市立工業研究所（平成29年3月まで）及び地方独立行政法人大阪市民病院機構）並びに大阪市住宅供給公社。

イ 公文書（条例第2条第2項）

公開請求の対象となる公文書とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいいます。

ウ 公開請求権者（条例第5条）

何人も、実施機関に対し、公文書の公開を請求することができます。

エ 公開請求の受付

公開請求の受付は、市民相談室（市役所本庁舎1階）で行います。

また、郵送、ファクシミリ及び大阪市ホームページでも公開請求を受け付けています。

オ 公開請求に対する決定（条例第10条から第12条まで）

(ア) 実施機関は、公開請求があった日の翌日から起算して14日以内に、公文書の公開をする旨又はしない旨を決定し、公開請求者に対し、文書で通知しなければなりません。

ただし、正当な理由があるときは、30日を限度として延長することができます。

(イ) 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、当該公文書のうち相当の部分について44日以内に公開決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に公開決定等を行うことができます。

カ 公文書の公開義務（条例第7条）

原則公開の理念に基づき、実施機関は、次に掲げる情報（以下「非公開情報」といいます。）が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、公文書を公開しなければなりません。

(ア) 個人情報

(イ) 法人等情報

(ウ) 任意提供情報

(エ) 審議・検討・協議情報

(オ) 事務事業遂行情報

(カ) 公共の安全・秩序維持情報

(キ) 法令秘情報

キ 公文書の存否に関する情報（条例第9条）

「Aさんの生活保護記録」のように、公開請求のあった公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、当該公文書の存否

を明らかにしないで、公開請求を拒否することができます。（存否応答拒否）

ク 第三者保護の手続（条例第 13 条）

公開請求のあった公文書に第三者に関する情報が記録されているときは、当該第三者に意見書提出の機会を付与することができるなど、第三者保護の手続を整備しています。

ケ 費用負担（条例第 16 条）

公文書の公開に係る手数料は無料ですが、写しの交付については、請求者が公文書の写しの作成及び送付（郵便料金等）に要する費用を負担します。

コ 審査請求（条例第 16 条の 2 から第 30 条まで）

公開決定等について審査請求があったときは、公正かつ慎重に救済を図るため、大阪市情報公開審査会に諮問し、その答申を尊重して裁決を行います。

サ 情報提供施策等の充実（条例第 31 条関係）

(ア) 実施機関は、その保有する情報が適時に、かつ適切な方法で市民等に明らかにされるよう、情報提供に関する施策等の充実に努めることとしています。

(イ) 実施機関の職員は、当該実施機関の保有する情報の提供に関する事務を行うに当たっては、条例の趣旨にのっとり、市民等が必要とする情報を的確に提供するように意を用いなければならないとしています。

シ 情報の公表等（条例第 32 条関係）

(ア) 実施機関は、市民等が請求を行うことなく市政に関する情報を容易に得ることができるよう、本市の基本計画等実施機関が保有する情報の公表を行うものとしています。

(イ) 非公開又は部分公開決定を行う場合には、非公開情報を公開しない方法により、情報提供を行うものとしています。

(ウ) 公開決定又は部分公開決定に基づいて公開を実施した公文書と同一の公文書（既公開公文書）及び情報については、公開請求の手続を求めることなく、閲覧又は写しの交付を行うとともに、広く市民一般に公表する必要があると認められるときは、当該情報を公表するものとしています。

ス 出資等法人の情報公開（条例第 34 条関係）

(ア) 実施機関は、出資等法人の保有する情報を積極的に収集し、公開していくよう努めるとともに、出資等法人の情報公開が推進されるよう、出資等法人に対し、必要な指導等を行うよう努めることとしています。

(イ) 出資等法人のうち、本市が資本金、基本金等の 2 分の 1 以上を出資している法人は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関する必要な措置を講ずるよう努めることとしています。

セ 指定管理者の情報公開（条例第 34 条の 2 関係）

(ア) 本市の公の施設の指定管理者は、当該公の施設の管理に関する情報の公開のための措置を講ずるよう努めることとしています。

(イ) 実施機関は、指定管理者に対し必要な指導等を行うよう努めることとしています。

(5) 情報公開条例の制定及び改正の経過（公文書公開条例に係る経過を含む。）

昭和 62 年 4 月 「大阪市情報公開懇談会」を設置

昭和 62 年 11 月 「情報公開制度についての提言」を市長に提出

昭和 63 年 4 月 「大阪市公文書公開条例」を公布（昭和 63 年 7 月施行）

平成 10 年 8 月 市長から公文書公開審査会に「公文書公開制度のあり方」につ

いて諮問

平成 11 年 10 月	「公文書公開制度のあり方に関する中間取りまとめ」
平成 12 年 7 月	「大阪市における公文書公開制度のあり方について」市長へ 答申 ※答申までに、27 回の審議（うち公開審議 9 回）を行う。
平成 13 年 3 月	大阪市会で「大阪市公文書公開条例を改正する条例案」を可決
平成 13 年 3 月	「大阪市情報公開条例」を公布（平成 13 年 4 月施行（出資等法人については、同年 10 月施行））
平成 14 年 9 月	独立行政法人等を国と同様の扱いとすることを主な改正点とする「大阪市情報公開条例の一部を改正する条例案」を可決、公布（平成 14 年 10 月施行）
平成 16 年 3 月	地方独立行政法人を地方公共団体と同様の扱いとすることを主な改正点とする「大阪市情報公開条例の一部を改正する条例案」を可決、公布（平成 16 年 4 月施行）
平成 17 年 3 月	情報公開審査会委員の守秘義務違反について罰則を設けることを主な改正点とする「大阪市情報公開条例の一部を改正する条例案」を可決、公布（平成 17 年 4 月施行）
平成 17 年 5 月	地方三公社を実施機関とすること、情報提供等の事務を実施する際の職員の責務を課すことなどを主な改正点とする「大阪市情報公開条例の一部を改正する条例案」を可決、公布とともに施行
平成 18 年 3 月	本市が設立した地方独立行政法人を実施機関とすることなどを主な改正点とする「大阪市情報公開条例の一部を改正する条例案」を可決、公布（平成 18 年 4 月施行）
平成 23 年 2 月	特定歴史公文書等の利用請求権の新設を主な改正点とする「大阪市公文書管理条例の一部を改正する条例案」を可決、公布（平成 23 年 3 月施行）
平成 25 年 9 月	大阪市土地開発公社の清算の終了に伴い、手続等に係る経過措置を講ずることを主な改正点とする「大阪市情報公開条例の一部を改正する条例案」を可決、公布（平成 25 年 9 月施行）
平成 26 年 12 月	大阪市道路公社の清算の終了に伴い、手続等に係る経過措置を講ずることを主な改正点とする「大阪市情報公開条例の一部を改正する条例案」を可決、公布（平成 26 年 12 月施行）
平成 28 年 3 月	行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）が平成 28 年 4 月 1 日から全面施行されることに伴い、不服申立ての手続きを審査請求に一元化することなどを主な改正点とする「大阪市情報公開条例の一部を改正する条例案」を可決、公布（平成 28 年 4 月施行）
同月	農業委員会の廃止に伴い、手続等に係る経過措置を講ずることを主な改正点とする「大阪市農業委員会の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例案」を可決、公布（平成 28 年 10 月施行）

平成 29 年 2 月 地方独立行政法人大阪産業技術研究所の設立に伴い、手続等に
係る経過措置を講ずることを主な改正点とする「大阪市情報公開
条例の一部を改正する条例案」を可決、公布（平成 29 年 4 月施行）

表 1-1 公開請求件数（請求方法別）

	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	件数	%	件数	%	件数	%
窓 口	782	26.3	621	31.2	613	36.8
郵 送	218	7.3	71	3.6	62	3.7
ファクシミリ	857	28.8	679	34.2	580	34.9
電子申請	1,114	37.5	617	31.0	409	24.6
合 計	2,971		1,988		1,664	

表 1-2 公開請求件数（請求者別）

	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	件数	%	件数	%	件数	%
個 人	1,693	57.0	1,060	53.3	865	52.0
個人以外	1,278	43.0	928	46.7	799	48.0
合 計	2,971		1,988		1,664	

表 2 分野別の請求件数

分 野	平成26年度	平成27年度	平成28年度
道 路 ・ 土 地	586	493	425
福 祉	251	137	207
上 下 水 道	315	212	183
教 育	168	191	168
保 健 ・ 医 療	125	102	94
都 市 計 画	94	100	86
防 災	98	107	58
地 域 振 興	82	39	42
河 川 ・ 港 湾	66	59	41
環 境 ・ 衛 生	71	83	41
交 通	125	49	37
公 園 ・ 緑 地	40	36	36
産 業 ・ 経 済	37	52	29
建 築	22	21	13
戸 籍 ・ 住 民 情 報	11	5	9
議 案	222	50	7
そ の 他	658	252	188
合 計	2,971	1,988	1,664

表 3 分野別の請求具体例

分 野	請求具体例
道 路 ・ 土 地	大阪市認定道路区域線調査図、公共基準点及び道路基準点網図、大阪市道路現況平面図（台帳図）
福 祉	社会福祉法人に係る法人調書、貸借対照表、事業活動収支計算書
上 下 水 道	国有水路明示図、水路敷境界確定明示指令書

表 4 年度別の決定状況

年 度	決定件数	決 定 状 況							公開率 (%)
		公 開	部 分 公 開	全 部 非公開	不存在による 非 公 開	存否 応答拒否	公開請求却下		
							権利濫用	その他	
平成24年度	1,916	838	612	35	385	13	22	11	97.6
平成25年度	1,865	774	581	32	208	18	227	25	97.7
平成26年度	1,970	796	466	26	188	256	144	94	98.0
平成27年度	1,494	543	585	12	335	5	11	3	98.9
平成28年度	1,981	652	668	20	628	7	0	6	98.5
直近5年度計	9,226	3,603	2,912	125	1,744	299	404	139	98.1

※ 1 公開率＝（公開＋部分公開）／（公開＋部分公開＋全部非公開）×100

※ 2 権利濫用については、公開請求を却下する理由として「権利の濫用」の旨が明示されているものの件数

表 5 実施機関別決定件数（平成 28 年度）

実施機関名		決定 件数	決定の状況						
			公 開	部 分 公 開	全 部 非公開	不存在による 非 公 開	存否応答 拒 否	公開請求却下	
								権利濫用	その他
市 長	副首都推進局	5	0	1	0	4	0	0	0
	市政改革室	10	1	1	1	7	0	0	0
	I C T戦略室	5	0	0	0	5	0	0	0
	人事室	24	4	6	0	14	0	0	0
	北区役所	58	6	30	0	21	0	0	1
	都島区役所	25	4	9	0	12	0	0	0
	福島区役所	22	6	5	0	11	0	0	0
	此花区役所	24	4	8	0	12	0	0	0
	中央区役所	15	2	2	0	11	0	0	0
	西区役所	21	3	6	1	11	0	0	0
	港区役所	24	5	5	1	13	0	0	0
	大正区役所	18	3	3	0	12	0	0	0
	天王寺区役所	22	4	7	0	11	0	0	0
	浪速区役所	18	2	4	0	12	0	0	0
	西淀川区役所	20	2	8	0	10	0	0	0
	淀川区役所	18	4	7	1	6	0	0	0
	東淀川区役所	21	3	6	0	12	0	0	0
	東成区役所	20	1	9	0	10	0	0	0
	生野区役所	25	4	10	0	11	0	0	0
	旭区役所	21	2	7	0	12	0	0	0
	城東区役所	20	3	5	0	11	0	0	1
	鶴見区役所	16	2	3	0	11	0	0	0
	阿倍野区役所	17	3	3	0	11	0	0	0
	住之江区役所	28	6	9	0	13	0	0	0
	住吉区役所	17	2	6	0	6	3	0	0
	東住吉区役所	24	4	8	1	11	0	0	0
	平野区役所	23	4	7	0	12	0	0	0
	西成区役所	41	4	18	0	19	0	0	0
	政策企画室	17	1	7	0	9	0	0	0
	危機管理室	16	3	1	0	12	0	0	0
	経済戦略局	38	5	12	0	18	0	0	3
	中央卸売市場	12	2	1	0	9	0	0	0
	総務局	103	25	45	0	33	0	0	0
	市民局	50	16	10	1	23	0	0	0
	財政局	27	1	14	0	11	0	0	1
	契約管財局	17	3	6	0	8	0	0	0
	都市計画局	50	8	27	0	15	0	0	0
	福祉局	166	41	66	0	56	3	0	0
	健康局	77	8	46	1	22	0	0	0
	こども青少年局	70	20	28	0	21	1	0	0
	環境局	35	8	11	0	16	0	0	0
	都市整備局	45	9	12	4	20	0	0	0
	建設局	504	383	104	2	15	0	0	0
	港湾局	13	4	2	0	7	0	0	0
	会計室	2	0	0	0	2	0	0	0
	行政委員会事務局	2	0	1	0	1	0	0	0
小 計		1,846	625	586	13	609	7	0	6
教育委員会		61	13	33	5	10	0	0	0
選挙管理委員会		1	1	0	0	0	0	0	0
人事委員会		1	0	1	0	0	0	0	0
監査委員		8	5	3	0	0	0	0	0
農業委員会		0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会		1	0	1	0	0	0	0	0
交通局長		9	1	5	2	1	0	0	0
水道局長		11	3	3	0	5	0	0	0
消防長		41	3	35	0	3	0	0	0
公立大学法人大阪市立大学		1	1	0	0	0	0	0	0
地方独立行政法人大阪市立工業研究所		0	0	0	0	0	0	0	0
地方独立行政法人大阪市民病院機構		0	0	0	0	0	0	0	0
大阪市住宅供給公社		1	0	1	0	0	0	0	0
合 計		1,981	652	668	20	628	7	0	6

※ 1 権利濫用については、公開請求を却下する理由として「権利の濫用」の旨が明示されているものの件数

※ 2 農業委員会については、平成28年10月2日までの件数

表6 年度別・実施機関別決定件数

実施機関名		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
市 長	副首都推進局	—	—	—	—	5
	市政改革室	16	1	3	1	10
	I C T戦略室	—	—	—	—	5
	人事室	87	30	23	31	24
	北区役所	5	9	12	75	58
	都島区役所	6	5	0	7	25
	福島区役所	5	6	5	8	22
	此花区役所	4	5	7	11	24
	中央区役所	7	5	5	12	15
	西区役所	9	9	7	16	21
	港区役所	7	5	8	12	24
	大正区役所	3	4	1	8	18
	天王寺区役所	5	7	13	12	22
	浪速区役所	4	10	6	7	18
	西淀川区役所	6	5	1	7	20
	淀川区役所	5	9	11	11	18
	東淀川区役所	3	7	3	9	21
	東成区役所	3	4	3	8	20
	生野区役所	118	60	150	22	25
	旭区役所	10	7	12	11	21
	城東区役所	6	12	2	8	20
	鶴見区役所	11	5	6	11	16
	阿倍野区役所	7	190	13	7	17
	住之江区役所	7	11	8	11	28
	住吉区役所	76	17	8	13	17
	東住吉区役所	6	8	6	9	24
	平野区役所	17	9	11	10	23
	西成区役所	20	7	262	10	41
	政策企画室	55	11	3	28	17
	危機管理室	1	1	3	1	16
	経済戦略局	—	19	0	9	38
	中央卸売市場	—	—	—	3	12
	総務局	65	99	77	57	103
	市民局	65	40	85	28	50
	財政局	21	15	29	18	27
	契約管財局	13	13	4	10	17
	都市計画局（旧 計画調整局）	80	37	16	9	50
	福祉局	149	94	121	94	166
	健康局	48	56	31	43	77
	こども青少年局	19	17	17	10	70
	環境局	24	59	47	24	35
	都市整備局	86	33	13	11	45
	建設局	499	613	635	531	504
	港湾局	6	10	1	1	13
	会計室	0	1	0	1	2
	行政委員会事務局	0	0	2	0	2
	都市制度改革室	0	—	—	—	—
	情報公開室	—	—	—	—	—
	ゆとりとみどり振興局	22	—	—	—	—
	経済局	15	—	—	—	—
	大阪府市大都市局	—	2	48	12	—
小 計		1, 621	1, 567	1, 718	1, 237	1, 846
教育委員会		86	130	87	143	61
選挙管理委員会		4	1	1	4	1
人事委員会		2	2	2	0	1
監査委員		6	5	2	6	8
農業委員会		0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会		0	0	6	0	1
交通局長		18	9	15	31	9
水道局長		101	80	67	17	11
消防長		21	46	45	50	41
公立大学法人大阪市立大学		38	1	2	1	1
地方独立行政法人大阪市立工業研究所		0	2	1	0	0
地方独立行政法人大阪市民病院機構		—	—	11	1	0
大阪市住宅供給公社		6	9	7	4	1
病院局長		10	13	6	—	—
大阪市道路公社		0	0	0	—	—
大阪市土地開発公社		3	0	—	—	—
合 計		1, 916	1, 865	1, 970	1, 494	1, 981

※1 大阪市土地開発公社については、平成25年9月までの件数

※2 病院局長については、平成26年9月までの件数

※3 地方独立行政法人大阪市民病院機構については、平成26年10月からの件数

※4 大阪市道路公社については、平成26年12月までの件数

※5 農業委員会については、平成28年10月2日までの件数

表 7 年度別非公開理由件数

非 公 開 理 由	平成26年度	平成27年度	平成28年度
第 7 条 第 1 号 個人情報	393	503	614
第 7 条 第 2 号 法人等情報	284	266	265
第 7 条 第 3 号 任意提供情報	5	0	9
第 7 条 第 4 号 審議・検討・協議情報	17	8	20
第 7 条 第 5 号 事務事業遂行情報	87	43	82
第 7 条 第 6 号 公共の安全・秩序維持情報	18	20	35
第 7 条 第 7 号 法令秘情報	22	12	19

※ 1 件の決定で複数の非公開理由を付すことがあるため、合計は決定件数とは一致しない。

表 8 年度別情報提供対応件数

	平成26年度	平成27年度	平成28年度
公開請求件数	2,971	1,988	1,664
うち情報提供対応件数	1,160	717	624
情報提供対応率（％）	39.0	36.1	37.5

※情報提供対応率＝情報提供対応件数／公開請求件数×100

表 9-1 不服申立ての状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
過年度繰越件数	90	255	319	366	55
新規件数	304	289	290	132	40
諮問件数	394	544	609	498	95
処理件数	137	127	242	433	21
（答申数）	(21)	(32)	(22)	(28)	(17)
取下げ件数	2	98	1	10	12
年度末 残諮問件数	255	319	366	55	62

表 9-2 平成 28 年度末残諮問件数の諮問年度別内訳

諮問年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	合 計
残諮問件数	1	24	37	62

[平成 28 年度答申一覧]

平成 28 年 6 月 27 日付け分

答申番号	対象公文書	原決定	答申の骨子
第417号	職員基本条例に関する資料等	公開	原決定妥当
第418号	病院改革に関する資料等	不存在による 非公開	原決定妥当
第419号	水道使用開始申請書	不存在による 非公開	原決定妥当

平成 28 年 9 月 2 日付け分

答申番号	対象公文書	原決定	答申の骨子
第420号	事前連絡票・相談記録	部分公開	原決定取消し（非公開とした情報の全てを公開すべき）

平成 28 年 12 月 12 日付け分

答申番号	対象公文書	原決定	答申の骨子
第421号	市民からの相談記録	部分公開	原決定妥当

平成 28 年 12 月 22 日付け分

答申番号	対象公文書	原決定	答申の骨子
第422号	事前連絡票・相談記録	部分公開	原決定妥当
第423号	あり方検討会議議事要旨等	公開 不存在による 非公開	原決定妥当
第424号	情報公開審査会 論点整理表・答申案	部分公開	原決定妥当
第425号	駅改良事業計画の図面	部分公開	原決定一部取消し （非公開とした情報の一部を公開すべき）
第426号	応募法人一覧等	部分公開	異議申立ては却下すべきである

平成 29 年 2 月 21 日付け分

答申番号	対象公文書	原決定	答申の骨子
第427号	監査委員会議録	部分公開	原決定妥当
第428号	工事経過報告	部分公開	原決定妥当
第429号	償却資産種類別明細書	非公開	原決定妥当
第430号	相談記録 1	部分公開	原決定妥当
第431号	相談記録 2	部分公開	原決定妥当
第432号	生活保護費返還に係る文書	公開請求拒否	原決定妥当

平成 29 年 3 月 17 日付け分

答申番号	対象公文書	原決定	答申の骨子
第433号	人事監察委員会への諮問書	部分公開	原決定取消し (非公開とした情報の一部を公開すべき)

表 10 年度別の決定状況（出資等法人）

年 度	決定件数	決 定 状 況							公開率 (%)	異議 申出 件数
		公 開	部 分 公 開	全 部 非公開	不存在による 非 公 開	存否 応答拒否	公開申出却下			
							権利濫用	その他		
平成24年度	6	3	1	0	2	0	0	0	100.0	0
平成25年度	15	0	10	4	1	0	0	0	71.4	0
平成26年度	9	3	3	3	0	0	0	0	66.7	1
平成27年度	5	2	2	1	0	0	0	0	80.0	0
平成28年度	17	4	11	2	0	0	0	0	88.2	1

※ 公開率＝（公開＋部分公開）／（公開＋部分公開＋全部非公開）×100

表 11 出資等法人別決定件数（平成 28 年度）

法 人 名	決定 件数	決定の状況							異議 申出 件数
		公 開	部 分 公 開	全 部 非公 開	不存在 による 非公 開	存否 応答 拒否	公開申出却下		
							権利 濫用	その他	
湊町開発センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪市救急医療事業団	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪国際交流センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪市開発公社	1	0	0	1	0	0	0	0	0
大阪城ホール	1	0	0	1	0	0	0	0	0
大阪国際経済振興センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪市博物館協会	2	0	2	0	0	0	0	0	1
大阪科学振興協会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
アジア太平洋トレードセンター	0	0	0	0	0	0	0	0	0
都市技術センター	1	0	1	0	0	0	0	0	0
大阪地下街	0	0	0	0	0	0	0	0	0
クリスタ長堀	1	0	1	0	0	0	0	0	0
大阪港埠頭ターミナル	1	0	1	0	0	0	0	0	0
クリアウォーター O S A K A	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪港木材倉庫	1	0	1	0	0	0	0	0	0
大阪港埠頭	1	0	1	0	0	0	0	0	0
大阪港トランスポートシステム	2	0	2	0	0	0	0	0	0
大阪シティバス	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪メトロサービス	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪水道総合サービス	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大阪国際平和センター	6	4	2	0	0	0	0	0	0
合 計	17	4	11	2	0	0	0	0	1

表 12 市民情報プラザの利用状況

（単位：延べ人数）

	利用者数	窓口対応	電話対応	ビデオ
平成26年度	25,448	2,943	718	5
平成27年度	21,322	3,794	881	9
平成28年度	18,828	3,535	994	11

表 13 有償刊行物の販売状況

No.	刊行物名	販売数			参 考	
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	担当	頒布価格 (円)
1	大阪市総合計画（平成17年12月）	7	7	0	政策企画室	820
2	データでみる大阪のすがた（平成17年度版）	6	4	0	政策企画室	870
3	カタカナ語使用の手引（平成12年4月）	7	0	—	総務局	270
4	大阪市公文書館研究紀要（第14～19号）	0	0	0	総務局	790
5	大阪市公文書館研究紀要（第20号）	1	2	0	総務局	820
6	大阪市公文書館研究紀要（第21号）	6	1	4	総務局	490
7	大阪市公文書館研究紀要（第22号）	2	0	2	総務局	630
8	大阪のまちづくりーきのう・今日・あすー	1	0	1	都市計画局	7,000
9	大阪市建物用途別土地利用現況図（区別版）／ 2005（バラ） 1/1.4万	0	—	—	都市計画局	210
10	大阪市建物用途別土地利用現況図（区別版）／ 2005（製本） 1/1.4万	0	—	—	都市計画局	4,390
11	大阪市建物用途別土地利用現況図／2005（メッ シュ線有） 1/2.5万	1	—	—	都市計画局	1,850
12	大阪市建物用途別土地利用現況図／2005（メッ シュ線無） 1/2.5万	0	—	—	都市計画局	1,850
13	2000大阪市建物用途別土地利用現況図（行政区 別）（バラ） 1/1万	11	—	—	都市計画局	500
14	2000大阪市建物用途別土地利用現況図（区別製本 版） 1/1万	0	—	—	都市計画局	8,000
15	2000大阪市建物用途別土地利用現況図（全市版） 1/2.5万	0	—	—	都市計画局	2,500
16	大阪市メッシュ別建物容積率図(2001) 1/2.5万	0	—	—	都市計画局	1,000
17	2000大阪市地形図（白図）（区別） 1/1万	154	—	—	都市計画局	200
18	大阪市メッシュ番号図（メッシュ線有） 1/2.5万	0	—	—	都市計画局	500
19	大阪市メッシュ図（メッシュ線無） 1/2.5万	3	—	—	都市計画局	500
20	人口集中地区図1960～2005 1/10万	0	—	—	都市計画局	2,630
21	大阪市常住人口密度図（2005） 1/2.5万	0	—	—	都市計画局	1,580
22	2001大阪市従業人口密度図 1/2.5万	0	—	—	都市計画局	900
23	大阪市メッシュ別地価ランク図（2007） 1/2.5万	0	—	—	都市計画局	1,580
24	大阪市メッシュデータ集（17）	1	—	—	都市計画局	1,600
25	大阪市メッシュデータ集（20）	0	—	—	都市計画局	1,600
26	大阪市メッシュデータ集（21）	1	—	—	都市計画局	500
27	大阪の経済	47	45	52	経済戦略局	1,000
28	大阪のみどりが育む 生き物たちのドラマ 春編 鶴見緑地	3	2	1	経済戦略局	100
29	大阪のみどりが育む 生き物たちのドラマ 夏編 鶴見緑地	3	2	1	経済戦略局	100
30	大阪のみどりが育む 生き物たちのドラマ 秋編 鶴見緑地	3	2	1	経済戦略局	100
31	大阪のみどりが育む 生き物たちのドラマ 冬編 鶴見緑地	3	2	1	経済戦略局	100
32	都市問題研究	16	5	1	政策企画室	650
合 計		276	72	64		

※ 1 No.3については、平成27年5月18日付けで販売を終了している。

※ 2 No.9～26については、平成27年3月末日付けで販売を終了している。

※ 3 No.1、2、No.28～31については平成28年4月28日付けで販売を終了している。

表 14 市民情報プラザにおける配架資料数

	合 計
平成26年度	5,649
平成27年度	5,609
平成28年度	5,742

※各年度末（3月31日）時点